



Q9

今まで持っていた「住民基本台帳カード」などはどうなるの？

A 「住民基本台帳カード」は平成27年12月をもって発行を終了し、「個人番号カード」に変わります。その他詳細は以下の図をご覧ください。

個人番号カード



住民基本台帳カード



ひの市民カード



印鑑登録証

※既に発行終了



平成28年1月
マイナンバー制度
運用開始

平成29年3月
自動交付機の運用終了

平成29年
3月31日に
運用を終了
する予定です

有効期間満了日までは
使用できます

窓口での印鑑登録証明書
の発行はできます

自動交付機の利用	×	×	○ ※平成29年3月まで	×
コンビニ交付	○	×	×	×
本人確認書類	○	○	×	×
発行手数料	無料	500円 ※電子証明書を発行する場合は別途500円	200円 ※印鑑登録料	発行は終了しています
有効期限	約10年間※	10年間	転出などで市民でなくなった時まで	
その他	※有効期限は発行日から10回目の誕生日まで。20歳未満は5回目の誕生日まで	個人番号カードとの併用はできません。お持ちの方は個人番号カード交付の際に回収します。	個人番号カード運用開始後も、印鑑登録証として発行します。	

自動交付機および
コンビニエンスストアで
取得可能な証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 課税（非課税）証明書
- 戸籍全部（個人）事項証明（戸籍謄本・抄本）

今後、「ひの市民カード」、「印鑑登録証」、「図書館カード」などもシステム更新時に合わせて「個人番号カード」への統一を検討していきます。